

世界遺産条約の締結と屋久島、白神山地の自然遺産登録（1992年）

笹岡 達男

1. はじめに

1972年に採択された世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という）は、その20年後の1992年に我が国が世界で126番目の締約国として締結した。締結後直ちに推薦した自然遺産（屋久島、白神山地）と文化遺産（法隆寺地域の仏教建造物、姫路城）の合わせて4件が、翌1993年に世界遺産一覧表に記載されることとなった。これを皮切りに我が国の世界遺産は、2021年7月までに自然遺産5件、文化遺産20件の合計25件となっている。本稿では、一担当者の立場からではあるが、我が国の条約締結から最初の世界遺産一覧表記載が実現するまでの足取りをたどってみる。

2. 世界遺産条約について

1972年の国連人間環境会議（ストックホルム）の前後に、自然環境に関わる多国間条約がいくつか産声を上げた。採択順に記せば、ラムサール条約（1971）、世界遺産条約（1972）、ワシントン条約（1973）と並び、いずれも1975年に国際発効した。

このうち世界遺産条約は、古代エジプトのヌビア遺跡がアスワンハイダムの湖底に沈むのを回避し高台に移築するための費用を国際協力（募金）により賄った事例を基に考案され、文化財保護を主眼とするUNESCOに、自然保護を目指すIUCNが相乗りした形で実現した条約である。条約の事務局はパリのUNESCO事務局内に置かれた「世界遺産センター」が担当する。この他、世界遺産一覧表（いわゆる世界遺産リスト）への記載物件の審査や、遺産保護のための国際的援助など重要事項を審議する政府間委員会として「世界遺産委員会」が設置されている。

3. 我が国国内での対応

我が国は、ラムサール条約とワシントン条約については1980年に締結しているが、世界遺産条約だけは長らく未締結のまま棚晒しとなっていた。この締結遅れについて、1979年以降、国会では政府の姿勢を正す質疑が何度かなされている。外務省からは、その都度条約の趣旨には賛成だが、分担金の予算措置や国内法の検討が必要との答弁がなされた。1985年には日本生態学会が批准推進を決議し関係機関に要望書を提出しているが、これを受けた目立った動きもない。一方で、1987年には三宅島NLP（米軍夜間離着陸訓練基地）反対運動に関連して三宅島を世界遺産候補に、1988年には原爆ドームを世界遺産候補にという質疑もあり、こうした政治案件をからめた動きには政府側も神経をとがらせていたふしがある。

NGOでは、1990年以降日本自然保護協会（NACS-J）の動きが活発化していた。知床の国有林伐採計画反対運動、白神山地の春秋林道建設反対運動に端を発して、林野庁は伐採や

林道建設を断念するとともに、これらの地域を「森林生態系保護地域」に設定するなど自然保護へのシフトを強調した。白神山地の保護運動を進めてきた NACS-J 沼田眞会長は、これらの成果も踏まえて同年 6 月、白神山地と南西諸島の遺産登録推進を提案し、7 月には政府関係大臣あてに条約の早期批准に関する意見書を提出している。さらに 1991 年 1 月には、UNESCO のフォン・ドロステ博士らを招いて日本で最初の世界遺産国際セミナーを開催した。(環境庁からは瀬田信哉審議官が出席)

このように国立公園をはじめ優れた自然地域、希少野生生物生息地等が世界遺産候補として問われる中で、環境庁としても外務省への接触、働きかけを繰り返していたが、具体的進展は見られなかった。

4. 締結促進に向けての動き

こうした中、種々の動きが出てきたのは 1991 年である。1990 年末の内閣改造で、愛知和男環境庁長官が就任していた。

まず、同年 4 月 29 日に鹿児島県が開催した第 1 回屋久島環境文化懇談会の席上で大井道夫国立公園協会理事長が、世界遺産条約の締結と屋久島の世界遺産登録推薦を提案した。この懇談会は、鹿児島県の総合基本計画に位置づけられた屋久島環境文化村構想を推進するために設置された委員会の一つであるが、下河辺淳(元国土次官)座長のもと、上山春平、梅原猛、兼高かおる、C・W・ニコル、福井謙一など時の蒼々たる有識者、文化人を集めマスコミ等の注目も浴びていた。同年 7 月には愛知長官が屋久島を現地視察し、縄文杉までの登山も敢行している。これらを受けて 8 月には、鹿児島県及び上屋久町、屋久町が地方自治体としては異例とも言える世界遺産条約締結促進と屋久島の登録推薦を政府(外務省、環境庁)に要望した。

また、白神山地については、10 月に自然環境保全審議会自然環境部会の非公式会合(懇談会)で論議が行われ、委員による現地視察も実施された。同月中に愛知長官による現地視察も行われている。こうした動きの背景として、白神山地には前述のように国有林の森林生態系保護地域が設定されており、林野庁サイドとしてもそれまで難色を示していた自然環境保全地域指定に対する姿勢に変化があったものと見られる。

さらに、愛知長官は、自ら外務大臣及び外務事務次官への働きかけを行うなど、1 年足らずの在任期間の中での世界遺産条約関係の足跡には特筆されるものがあつた。

5. 1992 年：国会提出から締結まで

実際に条約締結に向けて事務方が動き始めたのは 1991 年末以降である。迎える 1992 年にはブラジル・リオでの地球サミット(6 月)も予定されており、環境関係の国際協力に対する各国の姿勢が問われる年でもあつた。

1992 年正月気分も覚めやらぬ 1 月 8 日から、連日「読解」と称する遺産条約に関する勉強会が外務省で行われた。関係省庁担当者が集められ、一つ一つ条文を読み下しながら、具

体的に各条文を履行する際に必要な措置や障壁となる懸念事項等を洗い出していく。これらのプロセスを経て、条約の実施（遺産の保護等）を担保する法令と所管省庁を勘案しながら外務省は国会に締結承認を求める腹固めをした。同時に、条約締結後に推薦物件のとりまとめを行う「世界遺産条約関係省庁連絡会議」の枠組みや、推薦の手順などもまとめられた。関係省庁連絡会議の構成は、外務省、環境庁、文化庁、林野庁及び建設省の5省庁、議長は外務省国際連合局長である。なお、このうち環境庁と文化庁は副議長として、それぞれ自然遺産、文化遺産のとりまとめ役となることが期待されていた。林野庁は、国有林野の保護林（森林生態系保護地域）が自然遺産の保護担保措置となることを強く主張して構成員となった。建設省は古都保存法などのからみもあり構成員になった。国会承認を求める閣議決定は1992年3月13日である。

国会審議は、リオの地球サミットをはさむ5月～6月にかけて順調に進み、会期末近くの6月19日には衆参本会議で締結が承認された。国会承認後、条約の締結手続きとしては受諾（Acceptance）を適用。6月26日に閣議決定し、6月30日に受諾書をUNESCOに寄託した。発効は3ヶ月後の9月30日である。

6. 世界遺産候補地の検討と推薦まで

条約採択の20年後によく実現した世界遺産条約締結は、我が国の国際協力への姿勢を示すだけでなく、国内の世界遺産候補地の推薦を行うべきとの各方面からの動きにも呼応したものであっただけに、締結後速やかに推薦手続きに入ることが政府部内でも当然のことのように受け止められていた。その一方で、毎年遺産登録推薦書の提出期限は10月1日とされているため、我が国が条約締結と同時に推薦を行うためには、条約の国内発効の9月30日から10月1日の2日間しか提出のチャンスがないということだ。それまでの3ヶ月が最初の推薦遺産の決定手続き、推薦書の作成、英訳、提出という作業を大車輪で進めるためのギリギリの期間であった。

推薦物件のとりまとめ手順に関する関係省庁連絡会議の申し合わせによれば、①原案発議（関係法令等所管省庁）、②文化庁（文化遺産）、環境庁（自然遺産）による原案とりまとめ、③関係省庁間調整、④関係自治体への意見照会、⑤審議会等意見聴取、⑥関係省庁連絡会議で最終とりまとめ、⑦外務省から世界遺産委員会に提出、⑧国内発表、というプロセスを経る必要がある。

これらの具体的手続きは受諾書の寄託後に開始されるが、自然遺産について言えば、総合的観点から候補地選定を行う時間的余裕はなく、既に各方面で声の上がっていた地域から考えるのが現実的であった。当時の環境庁、林野庁の間では屋久島と白神山地が適当との暗黙の合意があったと考えるべきである。そうでなければ、伏線ともなる1991年の愛知長官現地視察も実現せず、後述の諸作業がこの短期間に完遂されることもなかったであろう。

白神山地は、前述のNACS-J意見書（1990年7月）の中でも候補地とされているが、林野庁も自らの自然保護のシンボリック的存在である最初の森林生態系保護地域として推す向き

が強かったという。屋久島については、鹿児島県及び地元からの強い要望（1991年8月、1992年7～8月）もあり、環境庁としても国立公園及び原生自然環境保全地域として保護管理に力を注いできた経緯、世界にも類を見ない屋久杉原生林の存在などから異論の出る余地は少なかった。一方、NGOからの意見具申や国会質疑等で度々言及されていた南西諸島（沖縄やんばる地域、石垣島白保サンゴ礁、西表島等）については、仮に自然遺産としての資質があったとしても当時は保護担保措置（地域指定等）が極めて貧弱であり、米軍訓練場返還問題（やんばる）、新石垣空港計画の帰趨（白保）など、自然保護サイドのみでは解決できない課題があったことから、すぐに対応するには難しいという行政判断があった。

実際に推薦原案を発議するためには、白神山地と屋久島の自然のどのような要素が世界遺産（自然遺産）のクライテリア（基準）に適合するのか、またその完全性の条件を満たすためにはどのような保護担保措置が必要なのか等について、一つ一つ積み重ねていく必要がある。クライテリア適合に関しては、世界自然遺産推薦をターゲットとした新たな学術調査や総合的検討を行う時間は全く残されていなかったことから、この二地域に関する既往の学術調査報告の収集や、専門家へのヒアリングを通じて、推薦の根拠づくりを進めた。保護担保措置については、林野庁が屋久島について1992年3月に森林生態系保護地域を設定する一方で、環境庁は白神山地自然環境保全地域指定について1992年5月に自然環境保全審議会への諮問・答申を経て、同年7月10日、面積14,000ha余という自然環境保全地域としては最大面積の地域指定を実現した。こうしたたすき掛けの取り組みにより、両地域とも法令に基づく指定地域と、土地の所有・管理者（林野庁）による保護地域設定とが相まって推薦区域の保護担保措置となった。（両地域とも天然記念物の存在から文化財保護法も保護担保措置に加わる）このあたりから、推薦書の作成・提出まで、環境庁と林野庁の担当者はほぼ同じ方向を向いて、時に役割分担も行いながら共同作業を進めるという、これまでにない体験を行ったと言える。

こうした準備も背景に、条約締結の受諾書寄託後には、間髪を入れずに外務省主導の遺産条約担当者会議が招集され、1992年7月中に担当レベルの打合せ、協議が続けられた。文化遺産、自然遺産それぞれの推薦候補地を絞り込み、すり合わせていくプロセスであった。文化遺産については、文化庁主導により10箇所の暫定リスト及び、最初の推薦物件として、法隆寺地域の仏教建造物、姫路城の2箇所が提案された。8月3日には、世界遺産条約関係省庁連絡会議（局長、次長レベル）が開催され、当年UNESCOに提出する自然遺産、文化遺産合わせて4件の推薦候補地案及び区域案の合意を見た。合わせて、その後の省庁間調整、関係自治体意見聴取、各省の審議会対応、NGO意見聴取、推薦書作成の役割分担などについても論議された。

自然遺産についても必要な作業は粛々と進められ、林野庁の中央森林審議会意見聴取と前後して、9月3日には自然環境保全審議会自然環境部会に、二地域の推薦について意見聴取を行い、同月下旬までに、文化遺産も含めて我が国として最初の世界遺産候補地の推薦書が出そろった。推薦書一式は条約発効日の9月30日に外務省よりUNESCO世界遺産セン

ターに送付され、時差の関係もあることから受理されたのはまさに〆切日の10月1日だったことになる。短期間での突貫作業ではあったが、例えば省庁別に異なる日程で審議会意見を聴いたことからその発表日や発表内容をどうするかという調整や、あるいは苦心して仕上げた推薦書案が専門家から却下されて書き直すなど、担当者ならではの隠された苦労話は枚挙に暇がないほどであった。

なお、我が国が条約締結とほぼ同時に4件の推薦を行ったにもかかわらず、これらがスムーズに受理された陰には、推薦に関するルール（作業指針）に現在とは異なる点があったことも附記したい。大きな違いは暫定リストに関するものである。締約国は今後5～10年間の推薦を見通した暫定リストを提出すべき、という規定は今と同じだが、暫定リストへの記載がないと審査しないという規定は文化遺産にのみ適用されていた。さらに文化遺産、自然遺産とも原則1年前までに暫定リストへの記載がないと審査しないという規定もなかった。当時の世界遺産登録件数が合計378件と現在の1/3程度であったことから、暫定リストの事前提出や、毎年の推薦件数の制限等により推薦受付から審査に至るまでのハードルを高く設けるという発想が今ほど強くなかったものと思われる。

しかし文化遺産については、当時でも暫定リストの提出は必須であったため、前述のように推薦予定の2件を含む10件の暫定リストを作成し、本推薦の直前に提出することとなった。その際必須ではなかったものの、自然遺産2件（屋久島及び白神山地）も暫定リストに記載された。このようにして我が国最初の推薦書は無事世界遺産センターの受付をくぐり抜けることができたのである。

7. 二地域推薦のポイントなど

提出された推薦書（正式には英文だが、ここでは和訳版について述べる）は、白神山地26ページ、屋久島17ページである。（いずれも現在環境省関連ホームページで公開されているPDFファイルによる。資料等は省略されている可能性がある）その後の我が国の自然遺産候補地の推薦書（本文のみ）は知床111ページ、小笠原諸島227ページ、2021年に登録が決定した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」では325ページとなっている。推薦時に要求される記載事項やフォーマットも当時とは大きく異なっているのは事実であるが、彼我の差には時代の流れを超えた驚きを感じる。

両地域の推薦書作成にあたってのポイントは以下のとおり。

(1) 白神山地

- ・世界遺産でいう「顕著で普遍的な価値」を証明する要素として、世界のブナ林（特に純林を形成するもの）との比較を行い、ヨーロッパブナ林との差異を強調するとともに、東アジアのブナ林の中でも原始性、動植物の多様性を維持している代表的地域であることを明らかにした。

- ・クライテリアとの適合性では自然遺産のクライテリア(ii)生態系、(iii)自然景観、(iv)生物多様性（記号は当時の作業指針による。現在は、(vii)自然景観、(ix)生態系、(x)

生物多様性である)に該当するものとした。

・推薦区域は、該当する指定地域の中で最も保護規制の強い、白神山地自然環境保全地域特別地区又は津軽国定公園特別保護地区であって、かつ白神山地森林生態系保護地域保存地区に該当する区域 10,139ha とした。

(2) 屋久島

・日本固有種であるスギが、離島特有の特異な気候のもとでヤクスギと呼ばれる老齢巨樹林を中心とした生態系を形成していること、亜熱帯性から亜高山性に及ぶ植生の垂直分布が顕著に見られ、多くの固有種、北限・南限植物が自生することなどを中心とする記述とした。

・クライテリアとの適合性は白神山地と同様、(ii) 生態系、(iii) 自然景観、(iv) 生物多様性に該当するものとした。

・推薦区域は、白神山地とほぼ同様の考え方に基づき、屋久島原生自然環境保全地域、霧島屋久国立公園特別保護地区、屋久島森林生態系保護地域保存地区もしくは特別天然記念物(文化財保護法)に該当する区域 10,747ha とした。

当時の推薦書作成にあたっては、本文中に示された参考文献を見てもわかるように、ごく限られた学術調査報告書、林野庁の施業調査報告書のほか、当時環境庁で作成されて間もないレッドデータブック(動物編)や、日本植物分類学会、NACS-J及びWWFJによる維管束植物のレッドデータブックの情報その他の知見を加えて絞り出した感があった。正式版となる英文作成も、環境庁、林野庁の担当者及び関係する人脈等を総動員してようやく完成にこぎつけたというところである。

8. IUCN 現地調査、指摘事項への対応を経て登録実現へ

推薦書の提出後は、翌年に控える現地調査ミッションの受け入れと、世界遺産委員会における審査を待つばかりであったが、1992年12月の第16回世界遺産委員会(米・サンタフェ)には審議状況の視察も兼ねて菊地邦雄計画課長が出席した。この時点での遺産登録数は文化遺産、自然遺産、複合遺産合わせて378箇所、うち自然遺産は87箇所に過ぎなかった。1993年3月には、NACS-Jが第2回世界遺産国際セミナーを開催、IUCN・CNPPA(国立公園及び保護地域委員会)及びUNESCO世界遺産センターの専門家が招かれ、政府関係者や白神山地、屋久島の関係者と意見交換する場も設けられた。

IUCNの現地調査ミッションは、同年5月10日～18日の日程で行われ、メンバーは、当時各国の自然遺産の調査を手広く担当していた英国人のジム・トーセル氏と、ニュージーランド自然遺産担当調整官のレス・モロイ氏の2名であった。初日は東京で、日本側専門家の沼田眞氏(NACS-J会長)、大澤雅彦氏(千葉大学教授)、中静透氏(森林総合研究所主任研究官)からのプレゼンテーションを行った。白神山地(八方ヶ岳～二ツ森)では残雪の中を二泊三日の山中テント泊での踏査。屋久島では宮之浦岳や縄文杉を縦走するコースを避難小屋泊で踏査した。いずれも強行軍の行程であったが、地元専門家、関係者の全面的な協力のもとに所期の成果を十分得られた調査であったと記録されている。環境庁側の随行者

は全行程を通じて内田敏博専門官(林野庁より計画課に出向)である。IUCN の両専門家は、きつい山行をものともせず歩くかたわら、気さくなモロイ氏は、担当者に向けて「白神山地の推薦区域の形状は卵形で理想的だが、屋久島の方はオクトパス(タコ)のようで感心しない。」と感想を漏らされた由。伐採や人工物が入らずブナ林が良好な形で残された白神に対し、過去に屋久杉の伐採が進み、保護地域の形状が複雑化した屋久島の特徴をよく言い当てられた一幕で、後の評価書にも同趣旨の指摘がなされている。

IUCN ミッションの評価報告書は同年6月の世界遺産委員会ビューロー会合に提出され、IUCN 側の勧告は、白神山地、屋久島とも登録が相当との内容であったことが伝えられ、関係者には安堵の気持ちが広がった。しかしながら同報告書には、日本政府側に対応を求めるいくつかの指摘事項が含まれていることも判明し、8月には条約事務局から日本政府に対し、「白神山地については三つの指摘事項への日本側回答を待つて世界遺産委員会に対し、世界遺産一覧表への記載を勧告する」旨の通達があった。

白神山地に関する指摘事項とそれに対する日本側回答の要旨は次のとおりである。

(指摘1) 推薦区域の拡大。(緩衝地域(バッファゾーン)を含める。)

(回答) 推薦区域に緩衝地域(約7,000ha)を加える。合計16,971ha。

(指摘2) 法的地位(特に動物保護)の格上げ。

(回答) 現行制度でも保護が確保されているが、鳥獣保護については「鳥獣保護区」の設定などを検討。

(指摘3) 管理計画の策定と実行手段の義務づけ。

(回答) 関係省庁と関係2県による連絡会議を設け2年以内に管理に関する文書を作成。

この回答により世界遺産委員会に対する記載勧告は実現されたが、若干の背景を加える。

白神山地の推薦書添付図面には、推薦区域周辺の自然公園区域や、森林生態系保護地域の保全利用地区を図示したものも含まれていた。指摘1は森林生態系保護地域の保全利用地区(buffer zone)までを推薦区域に含めるべきとの指摘である。もともとUNESCOのMAB計画に基づく生物圏保護区(Biosphere Reserve)で提唱された“core area”、“buffer zone”の考え方を取り入れて考案された森林生態系保護地域の区域設定の方法論であるが、現地の保全利用地区のブナ林も良好であったために、そのままbuffer zoneとして世界自然遺産区域に取り込むのがふさわしいと考えられたのであろう。一方屋久島についてはbuffer zoneに関する言及はなく、代わりに大王杉、ウィルソン株、千尋の滝などを推薦区域に取り込むことを検討すべきとのコメントがあったが、土地所有や保護規制等の課題から将来的検討事項とすることに留められた。

指摘2は自然環境保全地域をさらに規制の強い原生自然環境保全地域にという含みであり、保護担保措置に万全を期すうえでは正論であるが、制度上保安林解除を要する等の高いハードルがあるため日本政府としても直ちにはのめない。ただ自然環境保全地域ではカバーされない動物(特にツキノワグマ)個体の保護策として鳥獣保護区指定を将来的に検討するというのが精一杯の回答であった。(国指定白神山地鳥獣保護区は、2004年3月指定)

管理計画の策定は、両地域とも課題として残されていたが、それぞれ遺産登録後の 1995 年に地域連絡会議を発足させ、最初の管理計画が策定された。

クライテリアとの適合性については、最終的に両地域とも (ii) 生態系が認められ、加えて屋久島のみ (iii) 自然景観も認められることとなった。(iv) 生物多様性については、IUCN 側は IUCN 版レッドリスト種の存在を重視すること、(iii) 自然景観についても、国際的に傑出したかなり高い水準のものに限定していること等の審査の考え方がうかがわれた。このようなクライテリア適合に対する推薦側の思いと審査側の評価との食い違いは、その後の我が国からの自然遺産推薦物件についてもまみ見られることである。

9. 「日本最初の自然遺産」誕生

最終的な登録の可否を決する第 17 回世界遺産委員会は 1993 年 12 月 6 日～11 日にコロンビア・カルタヘナで開催された。(環境庁からは菊地計画課長が出席) 白神山地と屋久島に関する審議は 12 月 8 日夜半 (日本時間) に行われる見通しとなり、環境庁では計画課補佐と専門官の 2 名のみが徹夜で現地からの連絡を待った。しかし現在と異なりインターネットも携帯電話も普及していない時代である。唯一の連絡手段は、どこにあるやも知れない国際公衆電話のみだ。課長からの嬉しい知らせを直接耳にすることができたのは、翌日朝のことである。(正式記載日は会議末の 12 月 11 日) 現在のようにインターネット中継などでリアルタイムに本省や各推薦地の地元と会議場とが結ばれて「その瞬間」が報じられることなど想像もつかなかった「日本最初の自然遺産」誕生の時であった。

10. 総括とその後の波及など

世界遺産条約の締結と最初の世界自然遺産登録までの流れを、自然環境行政の立場から振り返ってみれば、やや受け身の対応であったことは否めない。条約の締結に時間を要した理由はさておき、地方の現場サイドから、行政の縦割りを超えて優れた自然環境の保護管理のグレードアップを求める声が中央に届き、結果的に政府を動かしたと言っても過言ではないだろう。

登録実現により、地域の誇りと同時に種々の施設整備や振興策が講じられたこと、国有林にあっては一般会計の導入により管理水準が向上したこと等、地域振興や行政施策上多くのメリットがあったことは紛れもない事実である。他方、自然遺産、文化遺産を問わず「世界遺産ブーム」ともいふべき社会現象の中で、過剰利用や、地域社会の混乱、遺産の保護管理の立ち後れなどのデメリットが指摘される例も少なくない。多様なステークホルダーの合意形成も含めた世界遺産登録後の舵取りが、現地管理組織においても、地域社会においても、一層重要であることは間違いない。

過去には対立することも少なくなかった環境庁と林野庁が「部分連合」ともいふべきワン・チームで活動したことも新しい経験であった。ただ最初の自然遺産推薦地域の選定は日本全体を見通した体系的かつ網羅的なプロセスを経ていない。このため登録後に全国各地

から寄せられた推薦要望や、宿題として残された南西諸島の扱いなどを総合的に検討するために、2003年には環境省と林野庁が合同の検討会を開催し、知床、小笠原諸島及び琉球諸島が登録基準と完全性をクリアする可能性の高い候補地として報告された。

これらの候補地を実際に推薦していく過程では、例えば屋久島、白神山地の調査を通じて気脈を通じたモロイ博士をはじめ、世界の中での日本の自然に対する理解者が、良きアドバイザーとなってくれたことも見逃せない。

2021年、この3地域のラストランナーとして、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産一覧表に記載された。ここに至るまでには、自然遺産の核心を成す地域の保護地域指定や、地域社会及び関係諸機関の合意形成などクリアすべき課題が多々あったが、条約締結以来およそ30年越しに、当初より各方面で挙げられていた候補地の登録が実現したことになる。

【参考文献・資料】

環境省東北地方環境事務所ホームページ

<http://tohoku.env.go.jp/nature/shirakami-sanchi/introduction/history.html> (世界遺産登録年表)

環境省屋久島世界遺産センターホームページ

<https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/wh/toroku.htm> (世界自然遺産登録に至る経緯)

<https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/wh/kagaku.htm> (屋久島世界遺産地域科学委員会)

内田敏博 (1992) 「白神山地自然環境保全地域の指定について」 (財団法人国立公園協会・国立公園 No.505)

内田敏博 (1992) 「世界遺産条約の概要と平成4年の我が国の「世界遺産一覧表」への水洗候補地について」 (財団法人国立公園協会・国立公園 No.509)

内田敏博 (1993) 「世界自然遺産候補地の調査を終えて」 (財団法人国立公園協会・国立公園 No.515)

瀬田信哉 (2009) 「再生する国立公園」 (アサヒビール (株))

櫻井正昭 (2014) 「国立公園の変化—時代の影響を受ける国立公園行政」 (江戸川大学国立公園研究所年次報告 Vol.1)

小野寺浩 (2019) 「自然保護と地方創生の両立のために—世界遺産屋久島の試み—」 (大正大学地域構想研究所紀要「地域構想」第1号)

財団法人日本自然保護協会 (1991) 「世界遺産条約資料集」

財団法人日本自然保護協会 (1992) 「世界遺産条約資料集2」

財団法人日本自然保護協会 (1994) 「世界遺産条約資料集3」

財団法人日本自然保護協会 (2002) 「自然保護 NGO 半世紀のあゆみ」

【略歴】

学校法人東京環境工科学園 東京環境工科専門学校校長

1976年 環境庁入庁、1991年～1994年 環境庁自然保護局計画課課長補佐、2002年 環境省自然環境局国立公園課長、2005年 林野庁森林整備部研究・保全課長、2007年 退官